合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

また、乙は甲と合併して解散いたしますので、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに乙にご提出下さい。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二五〇頁（号外第一四八号）

令和八年二月二十四日

大阪府堺市堺区匠町一番地

（甲）シャープ株式会社

代表取締役　沖津　雅浩

奈良県天理市櫟本町二六一三番地の一

（乙）シャープセンシングテクノロジー株式会社

代表取締役　小菅　一徳

合併公告及び組織変更公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は、この合併の効力発生を条件として同日付で株式会社に組織変更することといたしました。

組織変更後の商号はスノーリオ株式会社とします。

この合併または組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十四日

大阪市鶴見区鶴見五丁目一番一一―五〇五号

（甲）ライヒメル合同会社

代表社員　松本　則彦

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第二ビル一二―一二

（乙）スノーリオ合同会社

代表社員　松本　則彦

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち、乙及び丙は吸収分割して、丙は乙の北九州支社に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。（以下「本吸収分割」といいます）

また、左記会社のうち、甲及び乙は本吸収分割後に同日付で合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。（以下「本吸収合併」といいます）

本吸収分割及び本吸収合併の効力発生日はいずれも令和八年四月一日であり、本吸収分割については、乙は会社法第七八四条第二項、丙は同第七九六条第二項、本吸収合併については、甲は同第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに行うことを決定しております。

本吸収分割及び本吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一九二頁（号外第一四八号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十八日

掲載頁　一七九頁（号外第一七一号）

令和八年二月二十四日

福岡市中央区天神一丁目一一番一号

（甲）西日本鉄道株式会社

代表取締役　林田　浩一

福岡市中央区那の津三丁目八番一五号

（乙）西鉄観光バス株式会社

代表取締役　湯地　雅夫

北九州市小倉北区砂津一丁目一番二号

（丙）西鉄バス北九州株式会社

代表取締役　吉田　透

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00034

令和八年二月二十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・ワン特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三十九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00046

令和八年二月二十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・ナイン特定目的会社

取締役　鈴木　真希

訂正公告

令和八年二月十六日（号外第三十二号）掲載の解散公告中、清算人「直井　輝雄」とあるは「直井　照雄」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年二月二十四日

東京都北区中十条三丁目六番一三号

ネットキヤドコンピュータサービス有限会社

清算人　直井　照雄

取消公告

令和八年二月六日（号外第二十七号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告のみを取消します。

令和八年二月二十四日

東京都港区高輪二丁目一七―一一オーク高輪ビル五階

Ｔｅｒｒａ　Ｍｏｔｏｒｓ株式会社

代表取締役　高橋　成典

正誤

ページ	段	行	誤	正
六	上	表中関係告示欄中終りから一〇～八	平成五年文部省告示第百五十一号	平成五年文部省告示第百五十二号

令和七年六月十二日海上保安庁告示第十三号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。

令和七年六月十八日（号外第百三十四号）海上保安庁告示第十四号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。

令和七年六月二十日（号外第百三十七号）海上保安庁告示第十五号（伊勢湾海上交通センターが運用する伊良湖岬船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。

令和七年十一月五日海上保安庁告示第二十七号（航路標識に関する件）

（原稿誤り）

六	一	五三三―五〇―五六	五三三―五〇―五五

令和八年一月五日海上保安庁告示第一号（古山船舶通航信号所に関する告示を廃止する告示）

（原稿誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。